

香川県条例第19号

公立学校職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例
(公立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の給与に関する条例(昭和29年香川県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

第1

改正後	改正前
<p>(給料表) 第5条 略</p> <p>(通勤手当) 第22条の3 略</p> <p>2 略</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として<u>1年</u>を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号において同じ。)につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p>	<p>(給料表) 第5条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。 (1) 高等学校等教育職給料表 (別表第1) (2) 中学校及び小学校教育職給料表 (別表第2) 2・3 略</p> <p>(通勤手当) 第22条の3 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。 (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路(以下「交通機関等」という。)を利用してその運賃又は料金(以下「運賃等」という。)を負担することを常例とする職員(交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。) (2)・(3) 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間(通勤手当の支給の単位となる期間として<u>6箇月</u>を超えない範囲内で1箇月を単位として人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号において同じ。)につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額(以下「運賃等相当額」という。)</p>

(2)・(3) 略

3 略

(1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）による特別急行列車等の利用に係る通勤手当 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として1年を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第4項第1号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが著しく困難である職員（以下この号において「特別通勤困難職員」という。）にあっては、特別料金等の額に相当する額。以下この項において同じ。）。ただし、当該特別料金等の額の2分の1に相当する額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が2万円（特別通勤困難職員にあっては、4万円。以下この項において同じ。）を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2)・(3) 略

4 略

(勤勉手当)

第24条の6 略

(2)・(3) 略

3 人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが困難である職員であつて、通勤のため、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）でその利用が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める場合にあつては、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める額）をいう。以下同じ。）を負担するものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤用定期乗車券（これに準ずるものを含む。）による特別急行列車等の利用に係る通勤手当 支給単位期間（通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で人事委員会に協議して教育委員会規則で定める期間をいう。以下この号及び附則第4項第1号において同じ。）につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める通勤することが著しく困難である職員（以下この号において「特別通勤困難職員」という。）にあっては、特別料金等の額に相当する額。以下この項において同じ。）。ただし、当該特別料金等の額の2分の1に相当する額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が2万円（特別通勤困難職員にあっては、4万円。以下この項において同じ。）を超えるときは、支給単位期間につき、2万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2)・(3) 略

4 略

(勤勉手当)

第24条の6 勤勉手当は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の基準日以前における直近の勤務成績の評価の結果及び基準日以前6箇月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。基準日前1箇月以内に退職し、又は死亡した職員（人事委員会に協議して教育委員会規則で定める職員を除く。）についても、同様とする。

2 略

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の97.5（特定管理職員にあっては、100分の117.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

4 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の92.5（特定管理職員にあっては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 略

3～5 略

附 則

4 当分の間、第22条の3の規定による通勤手当のほか、通勤のため人事委員会に協議して教育委員会規則で定める船舶（以下単に「船舶」という。）を利用する職員に対して、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額の通勤手当を支給する。

(1) 通勤用定期乗船券（これに準ずるものを含む。）による船舶の利用に係る通勤手当 支給単位期間につき、人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額。ただし、当該額を人事委員会に協議して教育委員会規則で定めるところにより算出した支給単位期間の月数で除して得た額が22,800円を超えるときは、支給単位期間につき、22,800円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額

(2) 略

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	略
	1	160,000	204,000	264,100	331,100	
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	
	8	171,600	215,700	280,500		
	9	173,300	217,500	282,600		
	10	175,400	219,400	284,900		
	11	177,400	221,300	287,300		
	12	179,400	223,200	289,400		
	13	181,300	224,700	291,800		
	14	183,500	226,700	293,800		
	15	185,700	228,700	295,700		
	16	187,900	230,700	297,700		
	17	190,100	232,500	299,800		
	18	192,700	235,200	302,200		
	19	195,200	237,900	304,700		
	20	197,700	240,600	307,400		
	21	200,200	243,200	309,600		
	22	201,900	246,000	312,000		
	23	203,600	248,600	314,200		
	24	205,300	251,300	316,800		
	25	206,800	253,800	319,400		
	26	208,300	256,200	321,700		
	27	210,000	258,700	323,900		
	28	211,600	261,000	326,000		
	29	213,100	263,600	328,200		
	30	214,800	266,000	329,900		
	31	216,500	268,200	332,000		
	32	218,200	270,400			
	33	219,600	272,500			
	34	221,400	274,700			
	35	223,200	276,900			
	36	225,000	278,800			
	37	226,500	281,100			
	38	228,300	283,000			
	39	230,100	284,900			
	40	231,900	286,900			
	41	233,600	288,600			
	42	235,300	290,900			
	43	236,900	293,200			
	44	238,500	295,700			
	45	239,900	297,700			
	46	241,200	300,100			
	47	242,500	302,300			
	48	243,700	304,900			
	49	245,100	307,200			
	50	246,600	309,600			
	51	247,800	311,900			
52	249,300	314,100				

別表第1 (第5条関係)

高等学校等教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	略
	1	157,900	202,300	262,400	330,200	
	2	159,400	204,000	264,900	332,400	
	3	160,900	205,600	267,200	334,700	
	4	162,400	207,300	269,500	336,800	
	5	164,100	209,100	272,000	339,000	
	6	166,000	210,700	274,400	341,200	
	7	167,800	212,400	276,600	343,500	
	8	169,600	214,000	278,800		
	9	171,400	215,800	281,000		
	10	173,500	217,700	283,300		
	11	175,500	219,600	285,700		
	12	177,500	221,500	287,900		
	13	179,500	223,000	290,300		
	14	181,700	225,000	292,400		
	15	183,900	227,000	294,300		
	16	186,100	229,000	296,300		
	17	188,400	230,800	298,400		
	18	191,000	233,500	300,900		
	19	193,500	236,200	303,400		
	20	196,000	238,900	306,100		
	21	198,500	241,500	308,300		
	22	200,200	244,300	310,900		
	23	201,900	246,900	313,200		
	24	203,600	249,600	315,900		
	25	205,100	252,100	318,500		
	26	206,600	254,600	320,800		
	27	208,300	257,100	323,200		
	28	209,900	259,400	325,400		
	29	211,400	262,000	327,600		
	30	213,100	264,400	329,600		
	31	214,800	266,600	331,800		
	32	216,500	268,800			
	33	218,000	270,900			
	34	219,800	273,100			
	35	221,600	275,300			
	36	223,400	277,300			
	37	224,900	279,600			
	38	226,700	281,600			
	39	228,500	283,500			
	40	230,300	285,500			
	41	232,000	287,300			
	42	233,700	289,700			
	43	235,300	292,000			
	44	236,900	294,500			
	45	238,300	296,500			
	46	239,700	299,000			
	47	241,000	301,300			
	48	242,200	304,000			
	49	243,600	306,400			
	50	245,100	308,800			
	51	246,300	311,300			
52	247,800	313,600				

53	<u>250,400</u>	<u>316,300</u>		
54	<u>251,600</u>	<u>318,300</u>		
55	<u>253,000</u>	<u>320,300</u>		
56	<u>254,000</u> 略			
57	<u>255,300</u>			
58	<u>256,300</u>			
59	<u>257,400</u>			
60	<u>258,600</u>			
61	<u>259,900</u>			
62	<u>260,900</u>			
63	<u>262,300</u>			
64	<u>263,400</u>			
65	<u>264,700</u>			
66	<u>266,100</u>			
67	<u>267,500</u>			
68	<u>269,100</u>			
69	<u>270,500</u>			
70	<u>271,800</u>			
71	<u>273,100</u>			
72	<u>274,400</u>			
73	<u>275,500</u>			
74	<u>276,700</u>			
75	<u>278,000</u>			
略	略			
再任用職員	略			
備考	略			

53	<u>249,000</u>	<u>315,800</u>		
54	<u>250,200</u>	<u>318,000</u>		
55	<u>251,600</u>	<u>320,100</u>		
56	<u>252,700</u> 略			
57	<u>254,000</u>			
58	<u>255,100</u>			
59	<u>256,200</u>			
60	<u>257,400</u>			
61	<u>258,700</u>			
62	<u>259,800</u>			
63	<u>261,200</u>			
64	<u>262,300</u>			
65	<u>263,600</u>			
66	<u>265,100</u>			
67	<u>266,600</u>			
68	<u>268,300</u>			
69	<u>269,700</u>			
70	<u>271,100</u>			
71	<u>272,500</u>			
72	<u>273,900</u>			
73	<u>275,000</u>			
74	<u>276,400</u>			
75	<u>277,800</u>			
略	略			
再任用職員	略			
備考	略			

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	略
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	
	24	205,300	223,200	316,800	略	
	25	206,800	224,700	319,400		
	26	208,200	226,700	321,700		
	27	209,800	228,700	323,900		
	28	211,300	230,700	326,000		
	29	213,000	232,500	328,200		
	30	214,700	235,200	329,900		
	31	216,400	237,900	332,000		
	32	218,100	240,600	略		
	33	219,400	243,200			
	34	221,100	246,000			
	35	222,800	248,600			
	36	224,500	251,300			
	37	225,900	253,800			
	38	227,600	256,200			
	39	229,300	258,700			
	40	231,000	261,000			
	41	232,600	263,600			
	42	234,300	266,000			
	43	235,900	268,200			
	44	237,500	270,400			
	45	239,200	272,500			
	46	240,700	274,700			
	47	242,000	276,900			
	48	243,400	278,800			
	49	244,600	281,100			
	50	246,000	283,000			
	51	247,400	284,900			
52	248,600	286,900				

別表第2 (第5条関係)

中学校及び小学校教育職給料表

職員の区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	略
	1	157,900	173,900	262,400	291,300	
	2	159,400	176,000	264,900	293,900	
	3	160,900	178,100	267,200	296,800	
	4	162,400	180,300	269,500	299,300	
	5	164,100	182,300	272,000	301,800	
	6	166,000	184,500	274,400	304,200	
	7	167,800	186,700	276,600	306,500	
	8	169,600	188,900	278,800	308,900	
	9	171,400	191,200	281,000	311,300	
	10	173,500	193,500	283,300	313,900	
	11	175,500	196,700	285,700	316,600	
	12	177,500	199,400	287,900	319,500	
	13	179,500	202,300	290,300	321,900	
	14	181,700	204,000	292,400	323,900	
	15	183,900	205,600	294,300	325,900	
	16	186,100	207,300	296,300	328,200	
	17	188,400	209,100	298,400	330,200	
	18	191,000	210,700	300,900	332,400	
	19	193,500	212,400	303,400	334,700	
	20	196,000	214,000	306,100	336,800	
	21	198,500	215,800	308,300	339,000	
	22	200,200	217,700	310,900	341,200	
	23	201,900	219,600	313,200	343,500	
	24	203,600	221,500	315,900	略	
	25	205,100	223,000	318,500		
	26	206,500	225,000	320,800		
	27	208,100	227,000	323,200		
	28	209,600	229,000	325,400		
	29	211,300	230,800	327,600		
	30	213,000	233,500	329,600		
	31	214,700	236,200	331,800		
	32	216,400	238,900	略		
	33	217,800	241,500			
	34	219,500	244,300			
	35	221,200	246,900			
	36	222,900	249,600			
	37	224,300	252,100			
	38	226,000	254,600			
	39	227,700	257,100			
	40	229,400	259,400			
	41	231,000	262,000			
	42	232,700	264,400			
	43	234,300	266,600			
	44	235,900	268,800			
	45	237,600	270,900			
	46	239,100	273,100			
	47	240,400	275,300			
	48	241,800	277,300			
	49	243,000	279,600			
	50	244,400	281,600			
	51	245,900	283,500			
52	247,100	285,500				

53	249,700	288,600
54	251,100	290,900
55	252,300	293,200
56	253,300	295,700
57	254,500	297,700
58	255,700	300,100
59	256,800	302,300
60	258,000	304,900
61	259,400	307,200
62	260,200	309,600
63	261,400	311,900
64	262,300	314,100
65	263,300	316,300
66	264,700	318,300
67	265,800	320,300
68	267,100 略	
69	268,700	
70	270,200	
71	271,500	
72	272,900	
73	273,900	
74	274,900	
75	276,100	
略	略	
再任用職員	略	
備考	略	

53	248,200	287,300
54	249,600	289,700
55	250,800	292,000
56	252,000	294,500
57	253,200	296,500
58	254,400	299,000
59	255,500	301,300
60	256,700	304,000
61	258,100	306,400
62	259,100	308,800
63	260,300	311,300
64	261,200	313,600
65	262,200	315,800
66	263,600	318,000
67	265,000	320,100
68	266,400 略	
69	268,000	
70	269,500	
71	271,000	
72	272,400	
73	273,400	
74	274,600	
75	275,900	
略	略	
再任用職員	略	
備考	略	

第2

改正後	改正前
<p>(勤勉手当) 第24条の6 略 2 略</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の95</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の115</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 略</p>	<p>(勤勉手当) 第24条の6 略 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が人事委員会に協議して教育委員会規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に<u>100分の97.5</u>（特定管理職員にあっては、<u>100分の117.5</u>）を乗じて得た額の総額</p> <p>(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に</p>

と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の170」とする。

と、学校職員給与条例第24条の3第2項中「100分の130」とあるのは「100分の172.5」とする。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第1条のうち第1の表の改正部分中公立学校職員の給与に関する条例第22条の3第2項第1号及び第3項第1号の改正規定は令和2年1月1日から、第1条中第2の表の改正部分及び第2条中第2の表の改正部分は同年4月1日から施行する。
- 2 第1条中第1の表の改正部分による改正後の公立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第24条の6第2項の規定及び第2条中第1の表の改正部分による改正後の一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は令和元年12月1日から適用する。
(給与の内払)
- 3 改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条中第1の表の改正部分による改正前の公立学校職員の給与に関する条例又は第2条中第1の表の改正部分による改正前の一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ改正後の給与条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。
(教育委員会規則への委任)
- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会に協議して教育委員会規則で定める。